

諮問番号：平成29年度諮問第41号

答申番号：平成29年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、資力はあるが急迫している事由がある場合、生活保護法第63条に基づき保護費の返還を条件として保護の適用は可能であり、審査請求人はこれに該当するから、原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人が生活保護法第4条第1項に規定する利用し得る資産の活用の要件を欠いているとの判断は正当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は受給権を有する年金の受給開始を繰下げ請求したことにより、生活困窮に陥ったとして保護の申請を行い、処分庁は当該年金の繰下げ請求は資産の活用の要件を欠くから、当該年金の受給を請求するよう指導指示を行ったところ、原処分は当該指示に従わなかったことを理由になされたものである。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、審査請求人の年金については、特にその活用が求められているから、年金の繰下げ請求は、自己都合によりその活用を意図的に忌避していると認められ、生活保護法第4条第1項の要件を欠いているから、原処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

審査請求人は、資力はあるが急迫している事由がある場合、生活保護法第63条に基づく保護費の返還を条件として保護の適用は可能である旨主張するが、同条は、資力はあるがこれが直ちに活用できない事情にある場合に保護を行い、当該資力が生活費に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、審査請求人の年金は既に活用できる状況にあるにもかかわらず、自己都合によりこれを忌避しているから、当該主張は採用

することができない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（生活保護法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、全て法による保護に優先して行われるものであるが（同条第2項）、これらの規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている（同条第3項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については、極力その利用に努めさせるものとし、厚生年金保険法及び国民年金法による扶助は、特にその活用を図ることとされている。

そこで、本件についてみると、審査請求人は、保護の申請時、既に厚生年金及び国民年金の受給資格年齢に達していたものの、自らの意思でこれらの受給開始の繰下げを請求し、利用し得る資産の活用を忌避していることが認められ、また、親族からの仕送りや一時金による収入があるほか、保護を必要とする急迫の事由があると認めるに足る特段の事情は窺われないから、審査請求人の保護申請は、生活保護法第4条第1項の要件を欠くものといわざるを得ず、原処分を行った処分庁の判断には、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

この点、審査請求人は、生活保護法第63条に基づく保護費の返還を条件として保護の適用は可能であると主張するが、同条は、資力はあるがこれが直ちに活用できない事情にある場合に保護を行い、当該資力が生活費に充当できるようになった段階で支給した保護費との調整を図ろうとするものであるところ、審査請求人は年金又は一時金による収入を活用することができる状況にあったから、かかる主張は採用することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美